

保育等関連事業

1. 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に子ども・子育て関連3法（※）が成立し、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育てを総合的に推進するために「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。子ども・子育て支援新制度では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、以下の取組を進めます。

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などにより、その普及を進めます。

②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

待機児童解消のため、認定こども園、保育所等を計画的に整備するとともに、少人数の子どもを預かる小規模保育や、家庭的保育（保育ママ）等に対する新たな財政支援を行い、保育の受け入れ人数を増やします。

③地域の子ども・子育て支援の充実

子育ての相談や親子が交流できる場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

※子ども・子育て関連3法とは、下記の3つの法律のことです。

①子ども・子育て支援法

②認定こども園法の一部改正法

③子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等の理由により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等の理由により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園・地域型保育事業

保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病等）、②区分（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

①保育の必要性

「事由」以下のいずれかの事由に該当すること。

- ・就労
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障がい
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

②区分(保育必要量)

保育必要量については、必要性の認定を受けたうえで、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、その範囲内で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を2区分設定。

- ・主にフルタイムの就労(1月あたり120時間以上)を想定した「保育標準時間(最大11時間)」
- ・主にパートタイムの就労(1月に64時間以上120時間未満)を想定した「保育短時間(最大8時間)」

③保育時間

標準時間:月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時30分までの間で11時間

短時間:午前8時30分から午後4時30分までの間で8時間

※保護者の出退勤時間や園により保育時間は異なります

※日曜、祝日等の休園日は除く

2. 保育事業(保育所等)

保育所等への入所は、乳児、幼児を監護すべき保護者が保育の必要性の「事由」に該当する場合に、保護者の申込に基づいて行われます。

本市では民営化基本方針に沿って、下表のとおり公立保育所の民営化を行いました。また認可外施設の認可化も推進しています。さらに、「南城市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針」に基づき、市立幼稚園の認定こども園移行を進めており、令和4年度より、玉城こども園と知念こども園が開園しています。

現在、認可保育所等30か所、認可外保育施設6か所、公私連携認定こども園3か所、公立認定こども園1か所、計39か所2,411人の乳幼児の保育がなされています。

種別	保育所名	民営化後保育所名	定員変更前	定員変更後	民営化年月日	備考
公立保育所	知念保育所	知念あさひ保育園	60	90	H21.4.1	
	佐敷第1保育所	さしき保育園	60	90	H22.4.1	佐敷第1保育所
	佐敷第2保育所		60			佐敷第2保育所(統合)
	船越保育所	船越保育園	60	90	H23.4.1	H30.4.1～船越認定こども園
	玉城保育所	以和貴保育園	60	90	H24.4.1	
	わかば保育所	松の実保育園	60	90	H27.4.1	R4.4.1～松の実こども園
	みどり保育所	輝咲保育園	60	60	H29.10.1	R5.4.1～定員90人に変更、 字大城2034番地へ移転

(1)認可保育所の拡充

南城市では、待機児童対策の一環として平成21年度より保育所に対して、施設整備費用の一部を補助しております。

以下は補助事業を活用して整備した保育所です。

整備年度	施設名	備考
平成22年度	知念あさひ保育園	増改築
	馬天保育園	増改築
	バンビ保育園	増改築
平成23年度	小羊保育園	増改築
	めだか保育園	増改築
	さしき保育園	増改築
	あおぞら第2保育園	増改築
平成24年度	船越保育園	増改築
	愛護保育園	増改築
平成25年度	以和貴保育園	増改築
	めばえ保育園	増改築
平成28年度	木の国保育園	創設
	おひさま保育園	創設
	愛地友遊保育園	創設
	南城みなみ保育園	創設
	むぎの子保育園	創設
平成29年度	松の実保育園	増改築
	どんぐり保育園	増改築
	おおざと保育園	創設
令和元年度	さくら保育園	創設
	かりゆしキッズ小規模保育園	創設
令和2年度	ゆうな小規模保育園	創設
	おひさま保育園分園	創設
	のびるっこ保育園	創設
令和4年度	輝咲保育園	創設
令和5年度	こうさぎ保育園	創設

(2) 認定こども園への移行

本市では、幼稚園における保育ニーズの高まりに鑑み、「南城市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針」を策定し、年次的に認定こども園へ移行する計画としています。

下表のとおり、令和5年度より認定こども園へ移行した幼稚園は、南城市立佐敷幼稚園と南城市立大里北幼稚園・南城市立大里南幼稚園です。

認定こども園移行により、保育の量的拡大や一体的な教育・保育の提供をはじめ、地域の子ども・子育て支援の充実が図られます。

(令和6年4月1日移行状況)

種別	施設名	移行後こども園名	移行前	定 員 移行後	移行 年月日	備 考
				1・2号		
公立幼稚園	玉城幼稚園	玉城こども園	230	200	R4.4.1	公私連携幼保連携型
	知念幼稚園	知念こども園	70	80	R4.4.1	公私連携幼保連携型
	佐敷幼稚園	佐敷こども園	105	110	R5.4.1	公私連携幼保連携型
	大里北幼稚園 大里南幼稚園	大里こども園	140	220	R5.4.1	公立幼保連携型

- ・令和5年度 南城市立佐敷幼稚園が「公私連携幼保連携型佐敷こども園」へ移行。
南城市立大里北幼稚園・大里南幼稚園が統合し、「公立幼保連携型大里こども園」へ移行。

(2) 保育所の状況

①児童数及び職員数

(令和6年4月1日現在)

保育所名		入所児童数（上段は障がい児内数）							保育士数等（上段は非常勤内数）				
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	定数	保育士	その他	計	
佐敷	めばえ保育園	5	12	18	19	17	17	88	90	7	15	8	
	めだか保育園	3	12	18	18	18	2	88	90	6	4	10	
	馬天保育園	7	18	18	21	18	2	102	90	8	0	8	
	さしき保育園	9	11	18	14	15	1	82	90	8	2	10	
	つはこきらきらほいくえん	0	7	7	-	-	-	0	19	5	2	7	
	南城みなみ保育園	5	12	13	15	12	-	57	60	8	1	9	
	佐敷こども園（公私連携）	-	-	-	15	21	47	83	77	16	12	28	
		-	-	-	-	-	-	-	-	4	6	10	
知念	知念あさひ保育園	4	7	12	6	0	0	29	70	12	9	21	
	家庭的保育くだから	1	1	3	-	-	-	5	5	3	3	6	
	知念こども園（公私連携）	-	-	-	1	2	1	4	4	5	3	8	
玉城	バンビ保育園	9	18	23	24	24	-	98	90	8	6	14	
	小羊保育園	3	18	24	30	17	-	92	100	15	4	19	
	以和貴保育園	5	24	12	25	15	-	81	90	24	9	33	
	どんぐり保育園	4	12	10	13	9	-	48	60	12	4	16	
	船越認定こども園	5	12	18	19	16	2	87	90	17	10	27	
	愛地友遊保育園	3	16	12	12	11	1	67	60	6	3	9	
	玉城こども園（公私連携）	-	-	-	1	2	5	8	12	7	7	19	
		-	-	-	15	19	106	140	140	12	3	15	
大里	愛護保育園	6	12	18	20	17	2	88	90	16	9	25	
	おひさま保育園	6	-	-	1	1	1	2	14	16	9	25	
	おひさま保育園分園	-	16	16	-	-	-	0	30	-	-	0	
	木の国保育園	6	12	18	20	19	2	90	90	4	0	4	
	むぎの子共同保育園	4	12	12	12	11	14	65	69	14	5	19	
	輝咲保育園	9	18	18	20	21	18	104	90	23	9	32	
	おおざと保育園	4	12	12	20	14	0	62	60	16	3	19	
	のびるっこ保育園	9	16	18	20	23	1	104	90	22	12	34	
	さくら保育園	0	6	6	-	-	-	0	19	8	4	12	
	かりゆしキッズ保育園	5	7	9	-	-	-	0	21	5	5	10	
	ゆうな小規模保育園	2	6	7	-	-	-	0	15	9	6	15	
	しのめ nursery school	1	7	8	-	-	-	0	19	4	1	5	
	あおぞらこども園	10	17	16	18	16	2	92	90	7	7	14	
	あおぞら第2こども園	9	16	18	17	18	3	94	90	2	3	5	
	松の実こども園	8	12	18	18	16	12	84	90	17	11	28	
	こうさぎ保育園	3	7	4	-	-	-	0	19	12	5	17	
	大里こども園（公立認定）	-	-	-	2	3	6	11	7	11	11	18	
		-	-	-	31	48	107	186	176	22	12	34	
	計		0	0	5	15	25	31	76	0	226	114	340
			145	356	404	465	445	509	2324	2378	480	277	757

②入所児童の推移

(令和6年4月1日現在)

	施設数		入所児童数							
	公立	私立	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	定数
R 2 年	0	26	177	333	392	396	401	174	1,873	1,775
R 3 年	0	29	203	371	394	403	399	198	1,968	1,914
R 4 年	0	31	178	360	403	407	416	314	2,078	2,115
R 5 年	1	32	168	355	435	431	477	476	2,342	2,378
R 6 年	1	33	145	356	404	465	445	509	2,324	2,397

	総人口	出生数	学齢前人口	要保育児童数	入所率 (%)
R 2 年	44,311	459	3,012	2,099	89.2
R 3 年	45,045	463	3,100	2,084	94.4
R 4 年	45,530	447	3,014	2,216	93.8
R 5 年	46,009	419	3,028	2,384	98.2
R 6 年	46,498	406	3,025	2,392	97.1

※入所率は、入所児童数の合計を要保育児童数で除した数値

(3) 認可外保育施設の状況

認可外保育施設は、7施設で105人が入園しており、待機児童及び何らかの理由で保育所入所申請をしていない児童の保育を実施しています。

(令和6年4月1日現在)

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	学童	計	常勤	非常勤	計
新開保育園	0	3	3	4	1	0	0	11	4	0	4
しののめ nursery school II	1	3	3	9	6	0	0	22	4	0	4
あいあい保育園 南城園	3	12	12	12	4	0	0	43	20	1	21
あおぞら保育園	6	6	7	0	0	0	0	19	7	7	14
おなかの中から保育 園	1	2	2	2	3	0	0	10	3	8	11
中村（居宅訪問型認 可外保育事業者）	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
キッズライン （休止中）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	26	27	27	14	0	0	105	38	16	54

(4) 障がい児保育

①障がい児保育の意義・目的

障がい児保育は「すべての児童は身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に適切な治療と教育と保護が与えられる。」と児童憲章にうたわれているように、保育所の機能である教育と養護という両側面から障がい児をとらえ、その児童の成長発達が促進され、かつ他の児童の向上につながるものでなければなりません。

そのためには、保育所の持つ機能を活かし、障がい児を早期に保育することにより、成長発達を全面的に支援するとともに、集団保育の中で人間尊重の精神を乳幼児期から培い、児童の豊かな人間形成を目指します。

②障がい児保育の実施状況

現在、保育所、認定こども園における障がい児保育は、条件整備の現状を踏まえて、障がいの程度を中度・軽度としています。

令和6年度は、4月1日現在で76人が入所しています。

3. 保育事業（その他）

女性の社会進出の増加や核家族化の進行等に対し、就労と育児の両立支援を総合的に推進するため、地域のニーズを踏まえた子育て支援等を実施することで、児童福祉の向上を図ることを目的としています。

(1) その他の保育事業の定義

①延長保育促進事業

保護者の就労形態の多様化等に伴い、増加している保育時間の延長への需要に対応するため、保育時間を延長する事業者へ補助を行い、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

②一時預かり事業

保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされます。こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的としています。

③地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置して子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援、並びに地域の保育ニーズに応じ、地域の各保育所等の間で連携を図り、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図ることを目的としています。

④障がい児保育事業

障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育所に対し保育士の加配を行うことにより、障がい児の処遇の向上を図るとともに、障がい児保育を行うために必要となる設備整備等に助成することにより実施保育所の拡大を図ります。

⑤病児・病後児保育事業

児童が病気の際に、自宅での保育が困難な場合（保護者の就労、通学等）、病院において一時的に病気の児童の保育を行うことにより、安心して子育てができることを目的としています。

4. 児童館

児童館は、児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにするために設置された児童厚生施設で、専門の指導員が、安全で健康な遊びを指導します。
市内に7館の児童館があります。

年間利用延べ人数（0～18歳）

名称	令和5年度	名称	令和5年度
ひまわり児童館	7,459人	大里北児童館	1,199人
シュガー児童館	6,220人	知念児童館	12,393人
大里南児童館	5,361人	仲村渠児童館	2,415人
大里中央児童館	6,486人	合 計	41,533人

5. 放課後児童健全育成事業

近年の核家族化・都市化の進展や女性の就労の増大などを踏まえ、昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から6年生に対し、小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

指導内容

- ①放課後の子どもたちの健康管理、情緒の安定
- ②放課後の子どもたちの安全確認、来所帰宅時の安全確保
- ③遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ④連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換
- ⑤放課後の子どもたちの遊びの活動状況の把握
- ⑥遊びの活動への意欲と態度の形成
- ⑦家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援

(3) 放課後児童クラブ児童数

(令和6年5月1日現在)

所在地	名 称	1年生	2年生	3年生	4年生以上	合計
佐 敷	しんざと学童 (馬天小学校敷地内 公的学童施設)	13	11	11	8	43
	第2しんざと学童	11	8	10	3	32
	風の子学童クラブ	17	9	11	6	43
	第二風の子学童クラブ	10	8	8	14	40
	第三風の子学童クラブ	16	11	13	3	43
	のびるっこ学童クラブ (佐敷小学校敷地内 公的学童施設)	19	8	12	4	43
大 里	のびるっこ児童クラブ (大里北小学校内 公的学童施設)	13	16	9	2	40
	学童クラブアスリート工房	17	1	7	2	27
	こどもの家きたクラブ	3	6	6	2	17
	木の国学童クラブ	13	19	5	6	43
	第2木の国学童クラブ	21	9	4	5	39
	第3木の国学童クラブ	5	5	14	3	27
	第4木の国学童クラブ (大里南小学校敷地内 公的学童施設)	16	12	8	7	43
	あおぞら学童クラブ	17	20	6	2	45
	愛学童クラブ	14	21	4	0	39
	第2愛学童	0	2	16	22	40
	第3愛学童	24	4	0	0	28
	こどもの家みなみクラブ	26	35	13	14	88
玉 城	こどもの家船越クラブ (船越小学校敷地内 公的学童施設)	4	14	7	18	43
	第2船越クラブ	9	6	11	6	32
	第3船越クラブ	10	14	10	6	40
	ゆかるっ子海学童 (百名小学校敷地内 公的学童施設)	16	10	7	10	43
	ゆかるっ子空学童	13	14	9	9	45
	ゆかるっ子星学童 (玉城小学校敷地内 公的学童施設)	13	10	7	13	43
	スマイリー学童クラブ	10	7	9	9	35
	天風児童クラブ	16	3	5	6	30
知 念	なかよし学童クラブ (知念児童館併設 公的学童施設)	0	16	0	1	17
	第二なかよし学童クラブ (知念小学校敷地内 公的学童施設)	19	0	8	5	32
計		365	299	230	186	1,080

6. 発達障がい児への取り組み

発達障がい（「発達性協調運動障害」、「注意欠如多動性障害」、「学習障害」、「自閉症スペクトラム」等）を持つ児童に対し、家族、行政（こども相談課、こども保育課、健康増進課、生きがい推進課、教育指導課、社会福祉課等）、保育所等が連携し発達障がい児に対し「何が必要」で「どんな支援が出来るのか（どのような支援をしないといけないのか）」を検討し、連携して取り組んでいます。

市においては、南城市障害児保育審査会で専門家も交え対象児童について保育士の加配が必要か審査し、必要であれば保育士を加配し、法人保育園に対して障害児保育補助金を交付しています。令和5年度は、認可保育園26園に加配保育士等を配置しました。

また、児童の状況、加配保育士等の保育状況を確認・指導するため公認心理師による巡回指導を実施しています。加配児含む延べ237回の巡回指導を実施しました。

7. 親子通園事業

少人数での楽しい遊びを通して、身体やこころの発達を支える親子参加型の丁寧な保育を中心とした子育て支援の場です。心身の発達が気になる未就学の幼児を主な対象としています。また、保育プログラムを通して保護者どうしが交流し、育児についての情報交換を行ったり、子育ての楽しさや悩みを共有したりする場としても機能しています。

令和5年度の利用者数は延べ615組、利用世帯数は17世帯でした。

場 所： シュガーホール児童室(図書館となり)

開所日： 火・水・木・金

※祝日、慰霊の日、年末年始、職員研修日、シュガーホール休館日は休園

時 間： 9：30～11：30（2時間）

料 金： 無料

